

3. 点検箇所・点検時期・点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年 新	6月 新		3月		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年 新	12月 新		12月		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器及びガス容器附属品の損傷（※）	1年 新	6月 新		3月 新		○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。

※圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

(2) 二輪自動車

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)		点検の実施方法
		自家用乗用など	自家用貨物など	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れ及び損傷	1年 新	6月 新	○ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器取付部の緩み及び損傷	2年 新	1年 新	○ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
	ガス容器及びガス容器附属品の損傷（※）	1年 新	6月 新	○目視などにより次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。

※圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。